

「羽曳野ブランド認定要領」

第1条(目的)

この要領は、羽曳野市に関する商品を、「羽曳野ブランド」として認定し、その情報発信を行うことによって、羽曳野市の知名度向上、ブランド力の確立等を図るとともに、産業・農業振興と地域活性化に資することを目的とする。

第2条(定義)

この要領において「認定」とは、申請者からの申請に基づき、羽曳野市に関する商品等について、一定の基準を適合させるものを、「羽曳野ブランド」として認定することを言う。

第3条(認定委員会)

- 1) ブランド認定に関して、必要な事項を審議する為に、羽曳野ブランド認定委員会「以下委員会」を置く。
- 2) 委員会の組織、その他必要な事項等は委員会の委員長が別途定めることとする。

第4条 (認定基準)

- 1) 委員会は、認定にあたり、コンセプト、独自性、信頼性、市場性及び将来性に基づき認定の基準(以下「認定基準」という。)を定める。
- 2) 委員会は、必要があると認めるときは前項の認定基準について変更することができる。

第5条(認定の申請)

- 1) 認定を受けようとする者(以下「申請者」という)は、羽曳野ブランド認定申請書 (様式第1号。以下「認定申請書」という)を委員会に提出しなければならない。
- 2) 原則、羽曳野市で1年以上事業を営み、半年以上販売している商品とする。
- 3) 羽曳野ブランドの認定申請ができる商品等は、羽曳野市に関するものでなければならない。
- 4) 募集については、認定の申請を原則年2回、期間を定めて募集することにする。
- 5) 1年間の登録料として、年間10,000円とする。(有効期限は3年)
支払方法としては、一括で3年分の30,000円を申込時に支払うものとする。
但し、商工会の会員については、年間5,000円とする。
一旦、入金されたものは、いかなる事情があっても返金しないものとする。
- 6) 申請できる商品については、1事業所あたり2品に限定する。
- 7) 但し、商工会が認めた商標・意匠等の各権利、及び特定の商品・サービスを活用し、委員会で認められた商品等については、1事業所当たりの申請商品数を限定しない。
また、この商品・サービス等については3年次以降の登録料は徴収しないものとする。

8)商工会が認めた販売施設であるタケル館等で一定期間継続販売していたものとする。

第6条(認定の審査)

- 1)委員会は、受理した申請を委員会において認定基準に基づき審査するものとする。
- 2)前項の審査については、申請者等から意見を聞くことができる。

第7条 (認定の決定)

- 1)委員会は、前条の規定による審査において、商品等が認定基準に適合すると認めるときは、羽曳野ブランド認定商品(以下「認定品」という)と認定する。
- 2)この場合において、羽曳野ブランド認定書(様式第2号)の認定を受けた者(以下「認定品取扱者」という)に交付する。
- 3)委員会は、前条の規定による審査において、商品等が認定基準に適合しないと認めるときは、羽曳野ブランド認定基準不適合通知書(様式第3号)により申請者に通知する。
- 4)この場合において、委員会は、ホームページの掲載を速やかに中止しなければならない。認定基準に適合しないと認める商品等は、同じ内容で再度の申請ができないものとする。
- 5)委員会は、必要があると認めるときは、第1項に規定する認定に意見を付けることができる。
- 6)但し、商工会が認める商標・意匠等の各権利、及び特定の商品・サービスを活用し、その有意性が委員会で認められた商品・サービス等も認定する。

第8条(認定の有効期限及び再認定)

- 1)前条第1項に規定する認定の有効期限は、認定した日の属する年度から3カ年とする。
- 2)前項に規定する認定の有効期限が満了となる場合において、再認定を受けようとする者は、有効期限の2ヶ月前までに認定申請書を委員会に提出しなければならない。
- 3)第6条から第8条までの規定は、前項の再認定について準用する。

第9条 (認定内容の変更)

- 1)認定品取扱者は、次の各号のいずれかに認定内容が該当する時は、羽曳野ブランド申請事項変更届書様式第4号により、速やかに委員会に提出しなければならない。
 - ① 認定品の名称、金額等を変更したとき。
 - ② 認定品取扱者の氏名、名称若しくは代表者又は住所等を変更したとき。
 - ③ 認定品の生産、製造若しくは販売等を1年以上中止又は廃止したとき。
 - ④ 認定品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。
 - ⑤ その他認定申請書記載事項等に変更が生じたとき。

第10条（認定の表示）

認定品取扱者は、認定マークを用い、認定品そのもの、包装、容器、啓発用品等に認定品であることを表示することができる。

第11条（認定の調査及び検査）

委員会は、必要があると認めるときは、認定品の調査又は検査を行うことができる。

第12条（認定の取り消し）

1) 委員会は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- ① 認定基準に適合しなくなると認められるとき。
- ② 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ③ 第11条の規定による調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき。
- ④ 認定品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止又は廃止したとき。
- ⑤ その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2) 認定品取扱者は、前項の取り消しを受けたときは、直ちに羽曳野ブランド認定書を委員会に返還しなければならない。

3) 委員会は、認定を取り消したときは、その対象となる認定品及び認定品取扱者を公表することができる。

4) 第1項に規定する認定の取り消しを受けた認定品取扱者は、取り消しの日から1年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

第13条（認定品取扱者の責務）

1) 認定品取扱者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて積極的に羽曳野のイメージ向上に努めなければならない。

2) 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、羽曳野ブランド事故等発生通知書(様式第5号)により、直ちに委員会に報告しなければならない。

第14条(損害に関する責任)

認定品の生産、販売、提供等により事故等が発生した場合は、認定取扱者がその損害賠償責務を負うものとし、委員会は、その原因の如何を問わず、これを負わない。

第15条(その他)

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

付則

この内容は、令和元年10月1日より施行を行う。

令和5年7月1日一部改訂

令和6年1月1日一部改定